

令和2年12月16日

一般競争入札公告

社会福祉法人松涛会の発注する特別養護老人ホーム 太陽と緑の家 藤原における備品購入について、次の通り公告する。

社会福祉法人 松涛会
理事長 大熊 次夫

1 入札内容

- (1) 名称
社会福祉法人 松涛会 特別養護老人ホーム 太陽と緑の家 藤原 備品購入
- (2) 納入場所
千葉県船橋市藤原5-27-20
- (3) 購入内容
組立式簡易陰圧装置一式
- (4) 購入備品の仕様 仕様書による
- (5) 納入時期 令和3年3月15日
- (6) 発注者 社会福祉法人 松涛会

2 入札方法等

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 予定価格 非公表
- (3) 最低制限価格 無
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 契約保証金 免除

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 船橋市の物品等競争入札参加資格名簿（令和2・3年度）に登録され、格付けがA等級を有する業者とする。
- (3) 入札の公告日から落札決定までの期間に船橋市及び県内市町村の落札参加資格停止の措置を受けていない者であること。

- (4) 入札の広告日から落札決定までの期間に船橋市及び県内市町村の契約に係わる暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 医務機器においては、薬事法関連の許可を有する者
- (7) 医療・介護福祉施設に納入実績があり、メンテナンス及びアフターサービス体制が確立されている企業及び会社であること。
- (8) 仕様書の要求する事項について誠実かつ確実に履行できる者であること。
- (9) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。
- (10) 対象工事にかかる設計業務の受注者でなく、当該受注者と資本または人事面で関連がない者。

4 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 令和2年12月21日（月）から令和2年12月25日（金）まで。
- (2) 受付時間 9時から17時まで
- (3) 提出書類
 - ①一般競争入札参加資格確認申請書（様式有り）※ホームページよりダウンロード
 - ②令和2・3年度船橋市物品等競争入札参加資格ランク記載のある書類
 - ③会社案内
 - ④法人登記簿謄本（全部事項証明書、本店等所在地確認の為）
 - ⑤医務機器においては、薬事法関連の許可証の写し
 - ⑥納入実績一覧表（様式は任意）
 - ⑦担当者名刺（電話又はe-mailが記載されていること）
- (4) 提出方法 入札参加希望者は、入札参加資格の確認できる資料を郵送又は持参にて提出すること。 ※12月25日（金）17時必着（持参の場合は事前に連絡する事）
- (5) 提出先
千葉県船橋市藤原 5-27-20
社会福祉法人 松涛会 特別養護老人ホーム 太陽と緑の家藤原
担当 船山 直純
電話：047-436-8528 F A X：047-436-8531
E-mail：funayama@syoutokai.jp

※提出された書類は返却いたしません。

5 一般競争入札参加資格確認及び備品仕様書の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、参加資格の有無について令和3年1月7日（金）までに電話連絡の上メール又は郵送にて通知する。
- (2) 入札参加資格がありと確認された業者には備品仕様書、入札書等書式をメール又は郵送により配布します。
- (3) 下記の各項目に該当する入札参加申請は無効とする。
 - ①入札参加申請書類に不備又は虚偽の記載等があった場合。
 - ②提出書類の誤字・脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
 - ③所定の記名押印の無いとき。印影が不明瞭であるとき。
 - ④1社で2通以上の入札参加申請書を提出したとき。
 - ⑤明らかに談合によると認められるとき。
 - ⑥入札参加資格申請に必要な要件を満たしていないとき。

6 備品仕様書等に関する質疑及び回答

- (1) 質疑提出期限 令和3年1月18日 12時まで
- (2) 質疑提出方法 法人担当にメールにて提出
- (3) 回答日 令和3年1月26日 17時まで
- (4) 回答方法 すべての質疑を集計したものを全参加者へメールにて送付

7 入札執行の日時等

- (1) 入札日時 令和3年1月29日 14時
- (2) 入札会場 千葉県船橋市藤原5-27-20 太陽と緑の家藤原 会議室

8 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で入札をした者のうち、最低の価格をもって入札したものを落札者とする。
- (2) 初回入札に参加する者が1者のみの場合は、1回のみ入札を行うことができる。
- (3) 予定価格の範囲内で入札をした者がいない場合は、再度入札を実施する。(再度入札は1回まで)
- (4) 上記(3)によっても落札者がいない場合は、次の①又は②の場合に限り、下記4条件を順守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
 - ①最低価格で入札した者に随意契約の意思がある場合
(最低価格で入札した者に随意契約の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする)
 - ②再度入札において、入札に応じる者が1者のみとなった場合
条件1：随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内であること
条件2：交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと

条件3：入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと

条件4：契約額が確定した場合はその内容を書面にし、事業者及び業者が署名押印をすること

- (5) 落札者とすべき同額の入札をした者が、2社以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。その場合の本くじを引く順番を決める予備くじは、五十音により早い名称の者から行うものとする。

9 入札にあたっての注意事項

- (1) 参加者は入札日に、一般競争入札参加資格確認決定通知書を持参すること。
- (2) 入札にあたっては、仕様書に準拠した物品で入札を行うこと。ただし、法人が認めた物品に限り、他の同等の品質以上の物品に換えることができるものとする。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。但し、非課税商品については消費税相当額を加算しない。
- (4) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (5) 落札者は、入札金額内訳書を提出すること。
- (6) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札当日に提出すること。
- (7) 下記の各事項に該当する入札は無効とする。
 - ①入札に参加する資格のない者がした入札
 - ②郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - ③不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
 - ④談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑤虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑥入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑦次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア. 入札書の押印のないものイ. 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないものウ. 押印された印影が明らかでないものエ. 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでない者オ. 代理人で委任状を提出しない者がしたものカ. 他人の代理をかねたものがしたもの
 - キ. 2以上の入札書を提出した者、又は2以上の者の代理をしたものがしたもの
 - ⑧前角項目に定めるもののほか、そのほか公告に示す事項に反した者がした入札
- (8) 仕様異なる物品で落札した場合事前に定めた仕様より劣る物品で落札又は納品されたと法人が判断した場合、法人が指定した物品に落札者の負担で交換すること。

10 契約方法等

- (1) 本契約の締結は、当法人の理事会の承認を受け、船橋市が確認した後とする。
- (2) 請負代金の支払時期に関しては、令和2年度船橋市介護施設等の簡易陰圧装置助金等整備事業費補助金による交付時期を目安とする。
- (3) 消費税の免税業者は事前に証する書面を届けること。

支払時期：令和3年4月末日目途

11 その他

- (1) 一般競争入札参加資格申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 一般競争入札参加資格申請書等の提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類は提出者の承諾なしに無断で他の目的に使用しない。
- (4) 入札参加者は入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (5) 公告の内容に変更があった場合は、入札参加通知書を有する申請者に遅滞なく通知する。
- (6) 提出書類に虚偽の記載があれば入札に参加できない。
- (7) 落札者は契約後、納期に関しては十分に留意し、説明を要する備品については納品時、又は納品後に説明を行うこと。
- (8) 搬入経路については、事前に打合せの上交通安全対策に万全を期することと共に破損等が生じた場合は、速やかに現況を復旧すること。
- (9) その他、関係法令等の、契約内容等を厳守し、県、市から指導等があった場合は、それに従うこと。

以上